

# 川崎市病院局情報化推進委員会設置要綱

19川病総経第 361号

平成19年 4月 1日

(目的及び設置)

第1条 情報化施策を統一的、効果的かつ効率的に推進するため、病院局情報化推進委員会（以下「情報化推進委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 情報化推進委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、病院局経営企画室長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 病院局総務部庶務課長
- (2) 病院局経営企画室担当課長（経営企画）
- (3) 病院局経営企画室担当課長（経理）
- (4) 市立川崎病院事務局庶務課長
- (5) 市立川崎病院事務局医事課長
- (6) 市立井田病院事務局庶務課長
- (7) 市立井田病院事務局医事課長

(会議等)

第3条 情報化推進委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 情報化推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 局内の情報化施策の推進に関すること。

(2) その他委員長が必要と認める事項

(検討部会)

第5条 情報化推進委員会は、局内の情報化施策に係る課題に関する専門的な調査検討を行うため、検討部会を置くことができる。

2 検討部会は、委員長が指名する職員をもって組織する。

(庶務)

第6条 情報化推進委員会及び検討部会の庶務は、病院局経営企画室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、情報化推進委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。